秦漢時代の牘について

髙 村 武 幸

はじめに

中国古代史料としての出土史料類、特に簡牘類に対して、近年では形状などにも着目した研究が行われつつあり、人々が様々な場面や用途に応じて多様な簡牘を使い分けていた実態が判明してきている。そのため、当時の人々が如何なる種類の簡牘を用いてどのような内容を記す傾向にあるか、それはどのような背景によるのかを考えることは、史料に即して当時の状況を正確に把握するために必須の史料批判となっている(1)。

その簡牘の使い分けは、角谷常子氏により形状に大きな違いがない一行書の「札」、二行書の「両行」の用いられ方に違いがあると指摘されるように $^{(2)}$ 、物理的利便性のみが優先されたわけではない。本稿で取り上げようとする牘については、書信が木牘に記される傾向が強いと指摘されている $^{(3)}$ 。また木牘を「単独簡」として、「編綴簡」つまり冊書との様々な違いに注目した見解もある $^{(4)}$ 。

ところが近年、里耶秦簡に代表される、従来の公文書研究の中心的史料であった敦煌・居延 漢簡には類例がない木牘公文書が多数発掘・公表され、さらには少なからぬ竹牘もが発見され るに至り、木牘・竹牘の広汎な利用、それも冊書を用いると思われるような事例への利用を前 提とした再検討を要する状況となった。

そこで本稿では、秦漢時代の木牘・竹牘について、公文書と書信への用いられ方を中心に、どのような場面・目的で書写を行なう場合に牘が選択されたのかを、冊書や帛などとの比較を交えつつ再考したい。また書写材料の変遷という観点についても、紙(本稿ではいわゆる蔡侯紙を指す)と簡牘が併用される後漢半ば以降については先行研究も存在するが (5)、それ以前の時期については書写材料の変遷に対する検討はほとんど存在しない。しかし、本稿でとりあげる牘は、公文書に用いられる牘の実例が現状では秦~前漢前半期に集中する特徴がある。この点を検討することで、蔡侯紙以前における簡牘を中心とした書写材料の変遷を考える手がかりを得られよう。

議論に先立ち、本稿で「贖」について定義する。通常、幅広の簡牘の呼称として贖が用いられるが、大庭脩氏が指摘するように、「贖」が幅広の簡牘を示すようになったのは後世のことで (6)、秦漢期に成立したと考えられる典籍史料では、『説文解字』七上に「贖、書版なり」とみえるのが好例であるが、単なるものを書きつける板を指すようである。出土史料では最近公開された里耶秦簡中にようやく数例がみられる(下線筆者)。

卅年六月丁亥朔甲辰田官守敬敢言之疏書日食牘北上

敢言之(正面)

城旦鬼薪十八人 小春三人

小城旦十人 隸妾居貲三人

春廿二人 戊申水下五刻佐壬以来/尚半 逐手(背面) (J1®1566)

この場合、幅広の簡牘を指して牘としているのではないことは、以下の事例からわかる。

廿九年八月乙酉庫守悍作徒薄受司空城旦四人丈城旦一人春五人受倉隷臣一人●凡十一人 (第一欄)

城旦二人繕甲□□ 丈城旦一人約車缶

城旦一人治輸□□ 隷臣一人門負劇

城旦人約車登 舂三人級姱□娃(第二欄)

卌年上之□ (第三欄) (正面)

八月乙酉庫守悍敢言之疏書作徒薄牒北上敢言之/逐手

乙酉旦隸臣負解行廷(背面)

(118)686+973

先の事例とこの事例の下線部を比較すればほぼ同一の構造になっており、牒と牘とがほぼ同一の意味で用いられていると考えられ、『説文解字』六上「牒、札なり。片に従う」との記載と考え合わせれば、牘=牒=札という関係も想定でき、幅広という意味は考え難い。牘=幅広という理解は、王国維『簡牘検署攷』で「漢代の牘に至って、広・狭の二種に分かたれ、広いものを牘、狭いものを奏とした」とされてからであろう (7)。

またその牘の幅であるが、王国維は典籍などを元に「通常の牘の幅は、大抵その縦の長さの三分の一である」としている。ただ、三行書写をされた簡牘の実物をみてみると、そう単純ではない。居延漢簡では、562.1 (A33) のように、長さ約 230mm・幅約 60 mm のものをはじめ、幅約 30~65 mm 程度で一見して幅広と感じられるものも多いが、142.28 (A8) のように、19 mm 幅の簡に三行を詰めて記す例もあり、両行の 329.1 (A33) の 27 mm 幅よりはるかに細い。142.28 などは冊書にしても良さそうであるが、内容は書信で、後述の如く書信は牘を用いた事例がほとんどを占める。両行より細いような簡に三行を詰めて書写するのは、仮に手元に幅広の簡がなかったためであっても、「内容上牘を用いるべきであるので、細い簡でも牘とみなしている」という意思表示に他ならない。そこで、本稿では牘について、幅の数値により区分するのではなく、「三行以上にわたって文字が書写されているか、書写されることを前提としていると考えられる簡」を牘とする。また、各簡牘史料については、なるべく内容が知られているものを選び、内容が論旨と大きくかかわらない限り、逐語訳や書き下しは煩を避けて行なっていない点、ご了解願いたい。

一、牘が利用された史料

まず、既公表の史料にみられる牘がどのような場合に利用されているかを、必要最小限の事例を掲げ概観したい。ここでは記載内容に注目し、どのような内容を記すために用いられたのかという観点から概観し、公文書・書信については、第二節・第三節で詳述する。

(1)公文書類…牘の公文書への使用の好例は里耶秦簡の木牘で、これとの比較により、以前から出土していたいわゆる「告地策」類も ⁽⁸⁾、公文書の模倣であることが明瞭となった。このほか睡虎地七七号漢墓簡牘には、竹牘公文書の事例がみられる ⁽⁹⁾。湾曲した竹の表面を削って数行分の平らな書写面を作成したものである。以下に事例を掲げる。

七年十一月壬申朔丁酉□□郷佐哉人敢言之獄下書遝(逮)故

守令史哉人定遣言●謹問哉人公乗居路(?) 里母它

坐遣詣獄敢言之

(睡虎地 77 号墓漢簡彩版 14-3-2)

このような点からみて、牘が広く公文書に用いられていたことは疑いないであろう。

(2)書信類… 牘の用途として広く知られているのが書信類である。秦漢代の代表的な書信である睡虎地四号秦墓の出征兵士の書信や居延漢簡の書信の他に、尹湾漢墓簡牘の名謁類などの派生型が含まれる (10)。 牘と書信との関係は極めて強く、逆に冊書の形態をとる書信は、本質的に書信の要素を持ちつつ公文書のような機能を発揮する「公文書的書信」に限られ、明確に私信と思われる内容では管見の限り確実な事例はないようである (11)。このことは「公文書的書信」の性格を考える上で重要な意味を持つので、後述する。

(3)簿籍類…簿籍類にも牘は用いられる。居延漢簡中には公務に関係する木牘簿籍が多数みられるほか (12)、公務とは無関係に作成されたと考えられる食品の共同購入に関する簿籍などがある。後者の事例を掲げておく。

尚子春十斤直二斛 鄭昭十斤直二斛 ●凡肉百二十斤直二十三斛

蕭子少十斤直二斛 胡羿十斤直二斛清黍 ●凡付夫人粟二十桼斛

宜農辟取肉名 鄭子任十斤直二斛 田子柳十斤直二斛清黍 十二斛桼斗其三

孟子房十斤直二斛 翟大伯十斤直二斛清口

陳伯十斤直二斛 楊子任二十斤直三口

許子臤十斤直二斛(A面)

楊子仲取脾直三斛 陳子房取辺将迹直二斛清黍□

李子産取膓直三斛五斗黍 唐子春取項直一斛清黍

陳偉君取脯直三斛 孫任君取応脅于朗直二斛清黍

陳伯取肝直二斛…□大凡直粟三十九斛 (B面)

(EPT40 · 76AB, A8)

牘に記された尹湾漢簡「東海郡下轄長吏名籍」(YM6D3・YM6D4) や松柏漢簡の統計資料類は (13)、副葬品ではあるものの、記載内容自体は官府の簿籍と考えられる。随葬衣物疏にも牘が用いられるが、これも一種の簿籍類といえ、尹湾漢簡の「君兄衣物疏」(YM6D12) や「君兄繒方緹中物疏・君兄節司小物疏」(YM6D13) を示せばよいだろう。

簿籍類に牘を用いた事例だが、尹湾漢簡「東海郡下轄長吏名籍」など冊書でもおかしくない 内容のものもあるが、永田英正氏や李天虹氏による簿籍集成をみると、敦煌・居延漢簡などで は、様々な事項を一覧しうるような簿籍類が多い。例を掲げよう。

檠縄廿四不事用 禄盧一不調利 尊火尊一不事用 表二不事用

母斧 守御器不□ 塢上深目一不事用少六

第七隊長尊 韋少一利 弩一弦急 図母橐

 門屏風少一
 箭編不事用
 大小積薪薄随

 深目一不事用
 剣削幣
 承苣少卅七

門関接楪不事用 (82.1,A8)

名籍に代表される、多くの人や物について同一の事項に関する情報を大量にかつ個々の人や物 ごとに個別に並べて示す、情報カードを綴じたファイル的簿籍は、冊書の方が作成や利用の面 で適しており、その簿籍全体が対象とする情報量が少なくない限り敢えて牘を選択することは 多くはないであろう。しかし、守御器簿など多様な事項の集約列挙や集計を示す一覧的性格の 簿籍や、いわゆる戸籍類で一家族をまとめて錯脱が生じない形式で記録した方がよい簿籍であ

れば⁽¹⁴⁾、冊書でも構わないが、牘でも問題ない。中間形態として、細身の牘に一覧として複数項目を記したものを多数編綴することもありえようが、いずれにせよこうした物理的要請から、敦煌・居延漢簡では簿籍で冊書と牘がある程度使い分けられたのではないか。これは制度的背景があってのことではなく、材料の入手・加工の手間や部署・個人の習慣にも多分に影響されるであろうが、簿籍の内容や記載情報量による使い分けが存在したと考えてよいだろう⁽¹⁵⁾。

(4)書籍類…牘は書籍に用いられることがある。例えば尹湾漢簡の「神亀占・六甲占雨」「博局占」(YM6D9 正面・背面)や「元延元年暦譜」(YM6D10)は占書・暦譜の類で、実用書であることは疑いない(16)。天水放馬灘秦墓出土の木版地図も広義の書籍である(17)。

以上、整理してみると、牘が用いられるのは大体においてこの四種類の内容を記す際であるといえる。基本的にはいずれも札や両行といった簡から構成される冊書や、あるいは帛書などにも同様の内容が記される事例がみられ、「簡便な冊書」といった従来からある指摘から受ける印象と大きく外れないが、それでは冊書の使用場面と完全に重なると考えてよいかというと、そう単純ではない。以下、公文書や書信を中心にその点を考察する。

二、公文書と牘

牘による公文書の事例として里耶秦簡木牘がある。これについて、籾山明氏は「簡便な冊書」としての性格を見出している (18)。 籾山氏の議論の繰り返しとなる部分も多いが、煩を避けずに、居延漢簡の冊書などとも比較して再確認しておく。

一九七〇年代出土居延漢簡 EPF22.153~161 の九本の簡からなる建武五年八月の社稷祭祀にかかわる冊書は以下のような構成となっている (19)。

①八月廿四日丁卯斎 (EPF22.155,A8)

②八月廿六日己巳直成可祠社稷 (EPF22.156,A8)

③九月八日甲辰斎 (EPF22.157,A8)

④建武五年八月甲辰朔戊申張掖居延城司馬武以近秩次行都尉文書事以居延倉長印封丞邯告= 勧農椽

褒史尚謂官県以令秋祠社稷今択吉日如牒書到令丞循行謹修治社稷令鮮明令丞以下当

(EPF22.153A,A8)

掾陽兼守属習書佐博 (EPF22.153B,A8)

⑤侍祠者斎戒務以謹敬鮮絜約省為故褒尚考察不以為意者輒言如律令 (EPF22.154,A8)

⑥八月庚戌甲渠候長 以私印行候文書事告尉謂第四候長憲等写移 (EPF22.158,A8)

⑦檄到憲等循行修治社稷令鮮明当侍祠者斎戒以謹敬鮮絜約省為 (EPF22.159,A8)

⑧令修治社稷令鮮明当侍祠者斎械謹敬鮮絜約省為故方考行如 (EPF22.161,A8)

⑨故如府書律令 (EPF22.160,A8)

この冊書は書信的表現もなく典型的な前漢後半~後漢初期公文書と考えてよい。まず①~③の札に記された日取りの記載があるが、これは続く④・⑤の両行を用いた都尉府発信の下行文書にいう「今吉日を択ぶこと牒の如し」という「牒」に該当する。①~⑤は筆跡も同一と考えられる。⑥~⑨の四本の札は①~⑤を受信した甲渠候官発信の下行文書で、筆跡も⑤までと異なる上、当該冊書が A8 甲渠候官遺跡出土である以上、都尉府から送付された文書の原本に、侯官発信文書の控えを付したもので、甲渠候官から各下級機関へは別途作成された同一内容文書

が発信されたに相違ない。

一方、里耶秦簡J1®157正背面の構成をみよう(アミカケは筆者、同筆を示す)⁽²⁰⁾。

卅二年正月戊寅朔甲午啓陵郷夫敢言之成里典啓陵

郵人缼除士五成里包成成為典包為郵人謁令

尉以従事敢言之 (正面)

正月戊寅朔丁酉遷陵丞昌卻之啓陵廿七戸已有一典今有除成為典何律令 応尉已除成|_ 包為啓陵郵人其以律令/ 気手/ 正月戊戌日中守府快行

正月丁酉旦食時隷妾冉以来/欣発

·手 (背面)

正面は啓陵郷の郵人や里典の人事にかんする啓陵郷嗇夫からの上行文書で、背面左下に正面を書いた人名が記される。背面は啓陵郷の上級機関である遷陵県の判断を示して却下した下行文書である。正面と背面の筆跡は、背面の「壬手」が正面と同筆である以外は別筆であるが、里耶秦簡は遷陵県出土のため、啓陵郷からの牘に遷陵県で文書を書き足して控えとし、実際には別途作成の同一内容文書が啓陵郷あてに返信されたと考えられる。

このように、居延漢簡の冊書と里耶秦簡の牘はほぼ同一の用いられ方をしているとみてよく、 この点で冊書の公文書と牘の公文書には明らかな共通点が認められる。

なお、この里耶秦簡の牘の公文書について、藤田勝久氏は基本的に公文書の原本ではなく、公文書を発受信した県での処理に関する控えや保存のためのもので、「『移動する行文書』の形態ではな」いとしている (21)。 発信者の元に発信した正本が残ることは基本的にはあり得ず、そのような事例は控えか草稿であることは、敦煌・居延漢簡の研究でも指摘されてきた (22)。 従って発信文書については藤田氏の見解は首肯できるが、受信文書についてはどうであろうか。 甲から乙に送付されてきた受信文書の正本 (この段階では明らかに移動している) に、乙から丙に発信する文書の内容を控えとして書き足して (その部分は当然別筆となる) 乙が保管することは珍しくない (好例が前掲の建武五年冊書)。となれば、明らかに別筆で記された里耶秦簡の牘の公文書も、移動してきて受信した文書正本を保存・利用して発信文書の控えも兼ねたものと理解できる。その方が別途保存用の文書を作成するより効率的である。従って、里耶秦簡の牘の公文書は、実際に用いられた正本であり、その中に受信文書を受けて別の官府等へ文書を発信するにあたり、受信文書正本余白に、別途発信した文書の内容を書き足して控えにしたものがある、と理解すべきである。

このように贖に記された公文書については、簡便でかつ書き間違えない限りは錯脱のない書写材料として、冊書と同じ用途・目的で贖が用いられていたと考えてよいと思われる。

しかしながら、このように利便性の高い贖の公文書がなぜ、居延漢簡や敦煌漢簡にほとんど みえないのであろうか。漢代河西の自然環境のため、幅広の木牘に加工しうる木材が入手困難 であるためと考えたくなるが、前述の如く簿籍類や書信に多くの牘が用いられており、これは 考えにくい。また多少の現地調達の困難があったと仮定しても、広く牘の公文書が使われてい たのであれば、木や竹の牘は河西以外の地域から常時公文書等として流入したはずであるから、 役目を終えた後には書写面の削除処理を施して、河西地域で再利用されたと推測される。何よ り、本稿冒頭で示したように、必要とあれば両行として利用された簡より細い簡に三行を書写 した事例もあり、仮に幅広の簡牘が生産できず材料の流入すらなかったと仮定しても、細い簡 に行を詰めて書写すればよい。しかし、そうした状況は現在公表されている敦煌・居延漢簡か らは見出せない。 無論、居延漢簡中に贖が公文書と思われるものに利用された事例が全くないわけではない。例えば一九七〇年代出土居延漢簡のうち、肩水金関出土の甘露二年五月(前五二)の紀年を有し、広陵王胥の大逆無道に関する内容を持つ冊書の内の一簡は、二三 cm×三 cm の幅を持ち、六行にわたって記載があり、個別にみれば贖と判断せざるを得ない⁽²³⁾。

①甘露二年五月己丑朔甲辰朔丞相少史充御史守少史仁以請詔有逐験大逆無道故広陵王胥御= 者恵同

産弟故長公主第卿大婢外人移郡大守逐得試知外人者故長公主大奴千秋等曰外人一名麗戎= 字中夫前大子守観

奴嬰斉妻前死麗戎從母捐之字子文私男弟偃居主馬市里第捐之姉子故安道侯奴林取不審県= 里男子字游為麗戎

婿以牛車就載藉田倉為事始元二年中主女孫為河間王後与捐之偕之国後麗戎游従居主柧菜= 第養男孫丁子沱元鳳元年

中主死絶戸奴婢没入詣官麗戎游俱亡麗戎脱籍疑変更名字遠走絶迹更為人妻介罪民間若死= 毋従知麗戎此

時年可廿三四歲至今年可六十所為人中壮黄色小頭黒髮隋面枸頤常戚額如頻狀身小長詐廆= 少言書至二千石遣毋害都吏

②厳教属県官令以下嗇夫吏正父老雑験問郷里吏民賞取婢及免婢以為妻年五十以上刑状類麗= 戎者問父母昆弟本誰生子務

得請実発生從迹毋督聚煩撓民大逆同産当坐重事推迹未窮毋令居部界中不举伝者書言白報= 以郵亭行詣長安

伝舎重事当奏聞必謹密之母留如律令

六月張掖大守毋適丞勲敢告部都尉卒人謂県写移書到趣報如御史書律令敢告卒人/掾□守= 卒史禹置佐財

③七月壬辰張掖肩水司馬陽以秩次兼行都尉事謂候城尉写移書到搜索部界中毋有以書言会廿= 日如律令/掾逐守属況

七月乙未肩水候福謂候長広□□□…	捜索部界中毋有以書言会月十五日須報府毋忽如=律令
/令史□	$(EIT1.1\sim3,A32)$

①の六行にわたる記載だけでは足りず、別の簡に書き継がれているが、②③合計六行であるから、六行を記した①背面を用いればよいにもかかわらず、あえて②③をも用いて意図的に冊書の形態をとったとしか考えられない点が里耶秦簡の牘の公文書とは異なる。三簡全て同筆である点からみて、肩水候官でこの冊書全てが書き写されたものであろう。里耶秦簡では正面のみでは書き切れない場合、背面へ続けて書いた例(J1⑨984)もある。とするとこの事例は、牘を用いるものの本質的には冊書と捉えるべきである⁽²⁴⁾。類似例は EPT50.23 (A8) などにもみられる⁽²⁵⁾。

- ……故主官趙傰永始四年八月奉錢六百謹験問傰辞故為甲渠主官
- □……用中賈人李譚之甲渠官自言責昌銭五百卌八傰以昌奉
 - ……□験問譚辞与傰験余五十付昌部候長楽博

(EPT50.23,A8)

現在の史料状況からみる限り、牘による公文書が広く用いられていたのは秦から前漢前半期であり、前漢の半ば以降、牘に公文書を記すことは少なくなり、それが敦煌・居延漢簡の公文書に牘を用いたものがほとんどない原因となっている、とは考えられないであろうか。すなわ

ち、時期的変遷と捉える考え方である。しかしこの考え方を採る場合に問題となるのが、三国期の走馬楼呉簡の木牘公文書である。事例を掲げておこう。

南郷勧農掾番琬叩頭死罪白被曹勅発遣吏陳晶所挙私学

番倚詣廷言案文書倚一名文文父広奏辞本郷正戸民不為遺脱輒

操黄簿審実不応為私学乞曹列言府琬誠惶誠恐叩頭死罪死罪

(122-2695)

三国期の事例とはいえ漢代との連続性がある以上、後漢末にも牘の公文書が用いられたようにも思われる。しかし、この走馬楼呉簡の「公文書」には、敦煌・居延漢簡に存在する「公文書的書信」のように、書信に用いられる表現が認められる。この点を考える前に、書信と牘との関係を、冊書などとの関連も視野に検討する必要がある。節を改める。

三、書信と牘

牘が用いられる文書として簡牘史料中ですぐに想起されるのが書信である⁽²⁶⁾。これもよく示される事例であるが、私信の例を掲げておく。

曹宣伏地叩頭白記

董房馮孝卿坐前万年母恙頃者不相見於宣身上部属亭

迹候為事也毋可憂者迫駒執所辱故不得詣二卿坐前遣(A 面)

母状願高賞卿到自愛怒力加意慎官事叩頭幸甚

宣在驩喜燧去都倉三十余里独第六燧卒杜程李侯

常得奏都倉二卿時時数寄記書相問音声意中快也実中兄(B面)

(502.14 + 505.38 + 505.43AB,A35)

書信に牘を用いる理由として、籾山明氏が帛との関連性を視野に、「木牘も帛も広い書写面を持ち、一枚で用件の完結する点が、書信用として好まれたのであろう」とする ⁽²⁷⁾。帛の方が軽くてかさばらないが高価という点を考慮すると、帛の代用品という側面もあろうか。いずれにせよ、帛と牘には広い書写面一牘の場合、厳密には細い簡でも無理に詰めて書くことにより結果的に「広くなる」ことも含む一という共通性がある。敦煌・居延漢簡中には両行を用いた書信も散見されるが、用件が書ききれるなら構わないのであろう。

馬建叩頭言・使使再拝白頃有善塩五升可食□

張掾執事母恙昨莫還白園事云何充可不頃賜□・掾昨日幸許□ (A 面)

葵子一升昨遣使持門菁子一升詣門下受教願□□

逆使□莫取白欲帰事豈肯白之乎為見不一∠二□ (B 面)

(EPT2.5AB,A8)

ところで書信は前述したように、牘に記されるのが一般的で、冊書を構成することは基本的にない。これは現状知られる史料をみる限りでは原則といってよい。しかし、この原則が合致しない書信が存在する。それは、かつて前掲注(10)拙稿で指摘した「公文書的書信」類の一部である。筆者が書信の分類を試みた際⁽²⁸⁾、特に公文書と類似する「公文書的書信」に冊書の事例が散見することに気付いた。一例を示そう。

- ①甲渠鄣守候君免冠叩頭死罪奉職数毋状罪当
- ②万死叩頭死罪死罪十月廿八日胡虜犯塞略得吏

- ③士母狀当伏重誅靡為灰土叩頭死罪
- ④又壬午言虜燔焼孝燧其日出時乗鄣□□張駿等候望
- ⑤□窴虜且囲守其晨時孝護桃下燧奏候官言虜
- ⑥卌余騎皆衣鎧負魯攻燧又攻壊燔焼第十一燧以北
- ⑦見塞外虜十余輩従西方来入第十一燧天田屯止虜四五
- ⑧攻壊燔焼第桼燧以南尽昬竈煙火不絶又即日平旦
- ⑨万歳部以南煙火不燧虜或分布在塊間虜皆
- ⑩第八隊攻候鄣君与主官譚等格射各十余発虜復従塞
- ⑪百騎亭但馬百余匹橐他四十五匹皆備賀併塞来南燔
- ⑩乏卒以鄣中□米糒給孤単卒有万分恐不能自守唯
- ⑬恐為虜所攻得案官中候以下□□
- ⑤府叩頭死罪死罪敢言之

 $(EPF16.36 \sim 38,41 \sim 52,A8)$

よく知られた「胡虜犯塞略得吏卒」冊書である ⁽²⁹⁾。冒頭部分の「免冠叩頭死罪奉職数毋状罪当万歳叩頭死罪死罪」「毋状当伏重誅靡為灰土叩頭死罪」などが注目されるが、「叩頭死罪」は私信にもみられ書信用語の性格を持ち、また謝罪の文言も定型的公文書にはみられない。類似の文言は居延漢簡中に散見されるが、いずれも冊書構成簡とみなされる。これらの文言を持つ簡は、李均明氏が「罪を許された恩に感謝する書信」とみる如く ⁽³⁰⁾、書信としての性格は無視できない。なおこの冊書は甲渠候官が発信した文書でありながら甲渠候官 A8 遺跡から発見されたもので、控え・草稿であることは疑いないが、明らかに冊書を構成したと考えられる類似事例は甲渠候官出土の甲渠候宛のもの、すなわち正本にもみられ ⁽³¹⁾、控えや草稿だから冊書に記されたのではない。

とすれば、書信でありながら冊書を構成するのは、「公文書的書信」ならではの現象で、本質的には書信であるにもかかわらず、その記載内容が公務に関連しかつ上級機関・上官に宛てたものである点が強く意識されたといえるのではないか。角谷常子氏により、冊書の公文書には公式性の強さや格の高さがあるとの指摘がなされている。そうであれば、書信すなわち非公式であるという体裁をとりつつ、形状は公文書に用いる冊書の形状をとり、その格や公式性の高さを以って上級機関や上官への敬意の表現とする、ということが考えられる。ただし、その一方で、冊書を構成したとはいえ、一行書の札を用いた事例が多いことも付言しておくべきであろう。二行書の両行が文書の正本に用いられるのに対して、札が草稿に用いられる点について、また角谷氏による指摘がある。札(草稿用、非公的)で構成された冊書(公的)に、書信用語をまじえつつ(非公的)公文書に似た書式(公的)で記された文書という点で、公的な文書と非公的な文書のまさしく狭間にあるといえる。無論のこと制度的背景によって冊書という形態が選択されていたわけではないことは、以下の類似した文言を有する牘の「公文書的書信」の事例からも明らかであろう。

十一月廿二日具記習叩頭死罪言

君万年湌食如常不哀憐賜記恩沢誠深厚得聞南方邑中起居心

中驩喜習叩頭死罪死罪●教告尉史記即到●候長政叩頭言

臈到願帰取臈具習毋状誠以月廿一日聴政一宿還属政以(A 面)

君教暁崔尉史令月廿五日所来上官所有帰者愿●君復召之

第十桼甲卒破檄封請辟行罰言状習叩頭死罪死罪習

臈殊毋用臈府掾史長吏因蒙●君厚恩同奈何叩頭死罪願

君加湌食永安万年為国愛身習方行部詣官叩頭死罪死罪(B面) (EPT44.4AB,A8) これは甲渠候に宛てた「公文書的書信」であり、何らかの不都合が出来したことへの弁明と思われるが、先の事例と基本的には性格上同一といえる。他に類似の牘の事例としては 287.17 (A8) などがある。このように、上級機関や上官に宛てて「公文書的書信」を発信する際は、書信であるから牘を用いた私信同様の書式で何ら不都合はないが、しかしそこで公式性の高い冊書という形態(紀年の記載まで公文書と酷似する例すらある)を選択するのは、先に掲げたような意識のなせる現象と解釈するのが適当であろう。

こうした冊書と牘との使い分けは敦煌・居延漢簡にみられるものといえるが、先の牘と公文書との関係でみられた、牘の公文書が皆無であるという状況と軌を一にする。秦~前漢前半期では、冊書の公式性と牘の非公式性とがさほど意識されておらず、牘も書信の他に公文書にも多用されていた。それが現在出土しているこの時期の牘の多様な用いられ方に反映している。しかし前漢後半期に入るとその差が意識されるようになり、牘と冊書の使い分けが進んだ結果、正式の公文書に牘を用いることは少なくなり、書信や簿籍類などに用いられることが大半になる、という図式が描けよう。

その場合、先にみた長沙走馬楼呉簡の木牘「公文書」はどう位置づけるべきであろうか。前述したように、この文書の中には、「叩頭死罪」「白」「誠惶誠恐」など、敦煌・居延漢簡であれば書信に用いられる語句がみられる。現在は走馬楼呉簡の文書類の公表が極めて限られており、竹簡簿籍類に混入した冊書公文書程度しか事例がないが、それらの中にも、ある程度類似した状況が認められる。これは、拙稿で述べた「公文書的書信」が実際の公務の中で広く用いられるとともに、先にみたようなどちらともつかない存在をも増加させ、それが次第に従来の公文書を変化させていき、公式性の高いものでもかつての書信に淵源を持つ語句や表現が用いられるようになったためと考えてよいであろう。

とすれば、後漢末・三国期において牘を公文書に用いるという現象も時期的変遷によるものであり、「『公文書的書信』の公文書化」とでもいうべき変遷の中で、牘を公文書に用いることへの違和感がなくなったのではないか。それは、前漢後半期において、公的な内容とはいえ本質的には書信である「公文書的書信」を冊書に記す現象からも裏付けられる。

牘の書信への利用は、現在のところ戦国末の秦まで遡る。公文書への利用についても、里耶秦簡の存在から戦国秦にまで遡ることは確実であるが、籾山氏が指摘するように、基本的には冊書の公文書が先行すると考えるべきであろう (32)。その際に、冊書の格の高さがある程度認識されていたことは、公文書は牘に記されても、書信は基本的に冊書に記されないという関係が戦国末まで遡っても大体あてはまることからも看取できる。すなわち、牘は冊書に比べて物理的に簡便というのみならず、その位置付けも戦国末以来一貫して「軽い」ものであった。しかし文書による行政の拡大が、書信に用いられていた簡便な牘の利用へとつながり、里耶秦簡や睡虎地七七号漢墓漢簡にみられる、牘と冊書が混在する公文書の時代、換言すれば牘の公文書と書信が混在する時代を生み出したのであろう。

無論、秦駰祷病玉版(秦恵文王祷祠華山玉版)や、秦封宗邑瓦書など、恵文王期のものと思われる牘と酷似した形態の史料を念頭におくならば、紀元前四世紀の秦では、祭祀や封地賜与など重要な儀礼に際しても牘が使われており、そこに冊書と牘との格の違いはなく、元来冊書

その後、前漢の半ばごろと推測される時期に、冊書の格式の高さが意識されるようになり、公式の公文書から牘が排除された。敦煌・居延漢簡にみられる冊書を中心とする公文書の時代である。しかし、「公文書的書信」の存在が示すように、実際には牘が行政の場から完全には排除されず、実質的には利用され続けた。さらに「『公文書的書信』の公文書化」が進んだ後漢末から三国期には、かつての「公文書的書信」の中で公文書に近い書式・形状のものが公文書として扱われる状況となり、牘が再度、公文書に用いられるようになった。そこで、再度牘の公文書と書信が混在する時代となったと考えられる。

四、秦漢時代の牘とその利用

秦漢時代の牘とその利用について、現在の史料から判明する範囲で、形状・機能の面で牘との関係が深い冊書や帛書と比較しつつみておきたい。

牘と冊書を比較した場合、物理的利便性と書写材料としての格の高低に対する意識により、使われる場面に違いがあるが、時期的変遷には全く影響されない物理的利便性と異なり、格の高低に対する意識は時期的な変遷を経て変化していたと考えざるを得ない。従来の牘に対する議論には、時期による変動という観点が欠落していたため、牘の使用場面や性格を概ね前漢後半期に基準を置いた観点で議論した結果として、里耶秦簡の木牘公文書などをうまくその議論の体系の中に取り込んで説明できなかったと考えられ、また逆に前漢後半期の史料で牘の公文書がほとんどみられない理由も説明されなかったのではないか。

そうした点を踏まえて、牘と冊書の使い分けについて、出土事例を元に表 I を作成した。その書写材料と書写内容とが強い関係を持つと考えられる事例があるものが◎、一定程度の関係があるものが◎、多少の関連があるものが△、関係がほとんどないものが×となっている。なお「?」は、出土例について筆者が調べた範囲内では見当たらなかったことを示す。前漢前半期と後半期の境界は武帝期半ばを念頭においている。

表 I 牘と冊書

時期 公文書 書 信 簿 籍 書籍 ~前漢前半 \bigcirc 0 \bigcirc ? 前漢後半~ \bigcirc 0 牘 \times 0 ~後漢魏晋 Δ 0 \bigcirc \bigcirc ~前漢前半 (0) (0) 0 $\times^{\frac{1}{x}}$ ₩ 前漢後半~ 0 0 0 ~後漢魏晋 0 0 使い分けや変化の主因 | 意識の問題 | 意識の問題 物理的理由 物理的理由 ※…公文書的書信を除く

きるのは、簿籍・ 書籍類における牘 と冊書の使われ方 の違いが、概ね物 理的理由によるも ので、物理的に書 き切れる文字数で

この表から看取で

あれば牘でも構わないという理由に

よることである。そのため、簿籍と書籍での牘と冊書の使用状況にはさほど違いはない。 一方、公文書にしろ書信にしろ、古文書学的にいう「文書」の要件を満たすものについては⁽³⁴⁾、 かなり対照的である。特に書信においては完全に両者が分離する傾向にあり、公文書でも牘の 公文書は変遷が激しい。物理的に問題がない場合でも、冊書は書信にはほとんど使われず、前 漢後半期には贖は公文書に用いられなくなる。となれば、これは使用する人々の意識の問題といえる。文書の要件を満たす事例では、多くの場合で発信者は受信者との関係を意識せざるを得ず、そこで公式性や格の高下などが意識されやすいため、このような対照的な状況や、贖の使用の時期的変遷が生ずると思われる。

それでは牘と帛はどうであろうか。帛ではまず書籍類への利用がよく知られており⁽³⁵⁾、また近年では完型を保つ敦煌懸泉置出土の帛の書信が知られているように、書信への利用も珍しいことではなく⁽³⁶⁾、帛と牘との共通性は無視できない。

一方で、公文書・簿籍については帛の事例は皆無のようである⁽³⁷⁾。牘と同様の制約があり、使いづらいという側面を考慮すべきであり、また帛の価格などの経済的理由もあると思われるが、個人的書信の事例が散見する以上、公文書などの事例はあってもよさそうである。この点については、後漢期にあっても皇帝の詔に冊書を用いていたと思われることから、帛の経済的価値の面からのみでは説明しがたい⁽³⁸⁾。

策書。策者簡也。(中略) 其制、長二尺、短者半之、其次一長一短、両篇、下附篆書。 (中略) 三公以罪免亦賜策。文体如上策而隷書、以尺一木両行。唯此為異者也。

(策書。策とは簡のことである。…その制度としては、長さ二尺、短いものはこの半分とする。その順番は一長一短とし、二カ所で綴じ、下に篆書を記す。…三公が罪によって罷免されるときも策を賜う。文を記す体裁は上記の策の通りだが隷書で、一尺一寸の木の両行を使う。これだけが違うものとされる) 『独断』上

このようにみてくると、帛と牘は材質・経済的価値・物理的利便性を異とする部分が少なくないにも関わらず、性格としては極めて類似した書写材料であるといえよう。いずれも簡便な書写材料であり、冊書に比較すると公式性や格の高下において落ちるものと認識された、少なくとも冊書を超えるものとは認識されなかったと考えられる。

おわりに

本稿の内容を簡潔にまとめれば、戦国期以来、贖が簡便な書写材料とみなされており、その簡便さや物理的制約によって、使用場面の変遷があったが、一貫して公式性や格が冊書を超えることはなく、それは帛も同様であった可能性が強い、となる。「簡牘の時代」における書写材料の盛衰を、帛を含めて経済的価値や物理的利便性以外の面も踏まえながら検討した点については、多少とも学界に裨益できたかと思われる。

本稿での検討結果、特に前漢後半期からの牘の公文書の減少が今後の新出史料の検討を経ても大きな変更を要さないとすれば、簡牘学の上でも前漢半ば、すなわち武帝期という時代に注目せざるを得まい。すでに「視覚簡牘」による文書行政の本格的開始を漢の武帝期に求める冨谷至氏の指摘が存在するが (39)、本稿で注目した行政の現場に密着したような事柄からも、武帝期は「簡牘の時代」の画期と思われる。書写材料のみならず、表記に関しても、秦の里耶秦

簡や前漢前半期の「告地策」に代表される牘の公文書(擬似公文書含む)にみられる「○手」という書記官副署名が、前漢後半期の冊書の公文書にみられる「官職名+○」へと変わったことなど、武帝期を画期としていくつかの特徴が変化したように見受けられるためである。これは、この時期における簡牘形状を含めた規格化や書式変化などを伴う文書行政実務再編の実施を示唆していないか。

残念ながらそうした変化をもたらした意識に背後の事情があるのか、あるいはさしたる事情もないままに、牘は公式文書には用いない、という方針が打ち出されたのか、それを考えるには、武帝期の公文書をはじめとする出土史料がまだまだ決定的に不足しているという現実がある。本稿ではまだ結論を急がず、史料の充実を俟ってから再論を期したい。

注

- (1) 近年の研究では、冨谷至氏の「視覚簡牘」の議論や、籾山明氏の刻歯簡牘や封検に対する実見に基づいた考察、角谷常子氏の札と両行の使い分けに関する検討が挙げられる。冨谷至「簡牘の形態と機能―視覚簡牘への展望」(同氏『文書行政の漢帝国―木簡・竹簡の時代』第 I 編、名古屋大学出版会、二〇一〇年)、籾山明①「刻歯簡牘初探―漢簡形態論のために―」(『木簡研究』一七、一九九五年)・籾山明②「魏晋楼蘭簡の形態―封検を中心として―」(冨谷至編『流沙出土の文字資料 楼蘭・尼雅文書を中心に』京都大学学術出版会、二〇一年)、角谷常子「簡牘の形状における意味」(冨谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年)。本稿所引の角谷氏の見解は全てこの論考によった。
- (2) 前掲注(1) 角谷論考参照。
- (3) 鵜飼昌男「漢簡に見られる書信様式簡の検討」(大庭脩編『漢簡研究国際シンポジウム,92報告書 漢簡研究の現状と展望』関西大学東西学術研究所、一九九三年)。
- (4) 冨谷至『木簡・竹簡の語る中国古代―書記の文化史』第三章(岩波書店、二〇〇三年)
- (5) 最近のものでは前掲注 (1) 籾山①論考、冨谷至「簡牘の時代とその終焉」(前掲注 (1) 冨谷著書第 I 編第一章) など参照。
- (6) 大庭脩『木簡学入門』第二章 (講談社、一九八四年)。またここでは両行を贖とみることは可能とする見解が示されている。
- (7) 王国維『簡牘検署考』(胡平生・馬月華校注『簡牘検署考校注』上海古籍出版社、二〇〇四年[初出一九一二・一四])。王氏は牘の幅を論じた箇所において、奏については後漢末成立と考えられる『釈名』巻六「釈書契」第一九の、「奏は、鄒なり、鄒は狭小の言なり」という一文を引用し、狭いものを指すことを直接示す史料を掲げるが、「牘=幅広」を示す同時代史料は明示されない。
- (8)「告地策」については、黄盛璋「江陵鳳凰山漢墓出土称銭衡・告地策与歴史地理問題」(同氏『歴史地理与考古論叢』斉魯書社、一九八二年[初出一九七七])、大庭脩「冥土への旅券」(同氏『漢簡研究』第三篇第三章、同朋舎出版、一九九二年[初出一九七六])がある。なお、大庭氏は「告地策」を「冥土への旅券」とするが、通行証である「伝」と「告地策」の文言には差がある。藤田勝久氏は両者を別としており、従うべきである。同氏「張家山漢簡『津関令』と漢墓簡牘―伝と致の用途―」(同氏『中国古代国家と社会システム―長江流域出土資料の研究―』第十章、汲古書院、二〇〇九年[初出二〇〇七])。
- (9) 睡虎地七七号漢墓簡牘の公文書・簿籍写真は、湖北省文物考古研究所・雲夢県博物館「湖北雲夢睡虎地 M77 発掘簡報」(『江漢考古』二〇〇八年第四期)掲載。本釈文は筆者の試釈。
- (10) 居延漢簡の書信については、労榦『居延漢簡考釈 考証之部』(中央研究院歴史語言研究所専刊、一九四四年)、陳直『居延漢簡研究』所収の「居延漢簡綜論」「居延漢簡解要」(天津古籍出版社、一九八六年[初出一九六二])が最初期の研究として挙げられるが、それ以降の研究は少ない。名謁については、蔡万進『尹湾漢墓簡牘論考』(台湾古籍出版、二〇〇二年)の「陸 尹湾名謁木牘研究」、また藤田勝久「中国古代の書信と情報伝達」(前掲注(8)藤田著書第十二章[初出二〇〇八])、拙稿「名謁からみた

漢代官吏の社会と生活」(拙著『漢代の地方官吏と地域社会』第二部第二章第三節、汲古書院、二〇〇 八年[一部は初出一九九九]) など参照。

- (11) 拙稿「漢代文書行政における書信の位置付け」(『東洋学報』九一一一、二〇〇九年)。
- (12) 居延漢簡の簿籍については、永田英正「居延漢簡の集成一」「居延漢簡の集成二」「簿籍簡牘の諸様式の分析」(同氏『居延漢簡の研究』第Ⅰ部第一・二・三章、同朋舎、一九八九年[初出一九七四〔第一章〕・一九七九〔第二章〕〕)、李天虹『居延漢簡簿籍分類研究』(科学出版社、二○○三年)参照。
- (13) 松柏漢簡は、荊州博物館「荊州紀南松柏漢墓発掘簡報」『文物』二〇〇八年第四期参照。
- (14) 里耶秦簡の戸籍簡、居延漢簡の騎士の戸籍 (?) 簡は、記載は両行であるが好例といえる。 南陽戸人荊不更蛮強 妻日嗛 子小上造□ 子小上造駝 臣曰聚

伍長 (里耶秦簡 K27)

☑斥胡年卌五騎除第 奇年七十五者☑

斥胡子小女婢冈

(507.6, A8)

なお国内の論考でこれらを用いたものとして、前者では鈴木直美「里耶秦簡にみる秦の戸口調査―同居・室人再考―」(同氏『中国古代家族史研究―秦律・漢律にみる家族形態と家族観―』第一章、刀水書房、二〇一二年[初出二〇〇八])、鷲尾祐子「出土文字資料にみえる秦漢代戸籍制度―湖南省里耶古城出土秦名籍と江蘇省天長県西漢墓出土戸口簿・筭簿」(同氏『中国古代の専制国家と民間社会―家族・風俗・公私―』立命館東洋史学会、二〇〇九年[初出二〇〇七])を、後者では、エチナ漢簡講読会「エチナ漢簡選釈」(『中国出土資料研究』一〇、二〇〇六年)を参照。

- (15) 簿籍でも名籍などは、人数が増加すると牘には書きされず、複数の牘を編綴するのはあまり実用的ではない。そうしたものを牘に記すというのは、①正背二面で書ける分量であり並べ替えや追加がないことが確実、②分量的に複数の牘に書き連ねたとしても、並べ替え・追加がなく、保存や利用に際して大きな問題がないか、のいずれかを満たす必要があるのではないか。この点で名籍類では、牘は使用に制約がある、ともいえよう。
- (17) 天水放馬灘木版地図については、藤田勝久「戦国秦の領域形成と交通路」(同氏『中国古代国家と郡県社会』第一編第二章、汲古書院、二〇〇五年[初出一九九二])、雍際春『天水放馬灘木板地図研究』 甘粛人民出版社、二〇〇二年)参照。
- (18) 籾山明「解題にかえて」(里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳注」『中国出土資料研究』八、八八~九〇頁、 - 〇〇四年)
- (19) この冊書の内容については竺沙雅章「居延漢簡中の社文書」(前掲注(1) 冨谷至編著所収)参照。 冊書構成簡の順番については、テキストと変更した。簿籍類冊書について送達文書が簿籍本体の後ろに 編綴される点については、冨谷至「二一世紀の秦漢史研究 簡牘資料」(『岩波講座世界歴史3 中華の 形成と東方世界—2世紀』所収、岩波書店、一九九八年)に指摘がある。簿籍も送達文書に「牒」とし て記される点からみて、同じく「牒」と称される日取り関係記載の後に送達文書が来るべきだと考えた。
- (20) 本稿での里耶秦簡の解釈は、基本的に前掲注(18) 訳注に依拠した。
- (21) 藤田勝久「里耶秦簡の文書形態と情報処理」「里耶秦簡の文書と情報システム」(前掲注(7) 藤田著書第五章・第六章[初出二〇〇六・二〇〇七])。
- (22) 例えば大庭脩「文書簡の署名と副署試論」(前掲注(8) 大庭著書第二篇第六章)の二五〇頁にも指摘されている。このほか控・草稿については、前掲注(1) 角谷論考参照。
- (23) この冊書の写真は馬建華主編『河西簡牘』(重慶出版社、二〇〇二年) も参照した。
- (24) 牘にも編綴痕を有する事例がある。謝家郷一号漢墓出土竹牘(楊開勇「謝家橋一号漢墓」、荊州博物館編『荊州重要考古発現』文物出版社、二〇〇九年)や、里耶秦簡J1®158などである。しかしこれらの事例は、文書を記した牘に別添資料を付したり、保存の際に関連文書をまとめるために縛ったと思われる。従って、複数の簡牘を編綴したという点では広義の「冊書」であるが、一件の文書を編綴された

複数の簡にわたって記した冊書文書ではない。この点を混同した議論にならないようにすべきであろう。

(25) 肩水候官 (A33) 出土簡には、7.7、65.18、97.10+213.1、183.13、585.1 (激しく破損)、肩水金関 (A32) 出土簡には、EJT6.74 など、内容上公文書でありながら贖に記された事例が少数ある。このうち 65.18 は詔書、97.10+213.1 は鯀得県からの平行文書、183.13 は詔所名捕、EJT6.74 は尉史(刺史か) からの下行文書で、いずれもこの一簡で完結しておらず、EJT1~3 冊書のように編綴された可能性もある。EJT1~3 冊書を含めこれらを控とみなすことを積極的に妨げる論拠はない。残る 7.7 を少しみておく。

地節二年六月辛卯朔丁巳肩水候房謂候長光官以姑臧 所移卒被兵本籍為行辺兵丞相史王卿治卒被 = 兵以校 閱亭隧卒被兵皆多冒乱不相応或

易処不如本籍今写所治亭別被兵籍并編移書到光以籍 閱具卒兵兵即不応籍更実定此籍隨即下所在= 亭各実弩力石射歩数

令可知齎事詣官会月廿八日夕須以集為丞相史王卿治事課後不如会日者必報毋忽如律令(A 面) 印曰張掖肩候

六月戊午如意卒安世以来 守令史禹 (B面)

肩水候が発信者、候長の光が受信者で、地節二年六月辛卯朔丁巳(一七日)の紀年があり、月の二八日の参集を命じている。一方、B面は明らかに肩水候官以外の受信者側による記載となっており、現在の所、居延漢簡中でほぼ唯一の牘に記された公文書正本の候補といえる。しかし、B面によれば如意卒により宛先に持参されたのは六月戊午、これが地節二年であれば二八日であり、この牘が正本であれば、期限日の二八日に受信者に届いたうえ、何らかの理由で発信地肩水候官へ戻されたこととなる。B面は習字簡として再利用された形跡もある。この文書も控えの可能性を完全には払拭できない。

- (26) 前掲注 (3) 鵜飼論考のほか、馬怡「読東牌楼漢簡《侈与督郵書》・漢代書信格式与形制的研究」(『簡 帛研究二○○五』広西師範大学出版社、二○○八年) が詳しい。
- (27) 前掲注(1) 籾山②論考。
- (28) 拙稿「敦煌・居延漢簡にみえる書信簡牘の分類―書信簡牘試論―」(『国士舘東洋史学』六、二〇一 二年)。
- (29) 羅仕杰「候粟君与甲渠候張獲関係考弁―兼談建武初期河西地域的政治闘争」(『簡牘学研究』二、一九九八年)、劉軍「甲渠候官掾夏侯譚」(『簡牘学報』一五、一九九三年)など参照。
- (30) 李均明「商承祚先生蔵居延漢簡」(同氏『初学録』蘭台出版社、一九九九年)。
- (31) 甲渠候官宛て文書正本の冊書冒頭と思われる事例を掲げておく。 更始二年五月辛未第八燧長九百詡叩頭死罪敢言之迺癸亥餔時望(A 面) (EPT48.135,A8) 第卅五燧卒李張青罪当死叩頭死罪死罪誼以正月 (EPT51.124,A8)
- (32) 前掲注(18) 籾山論考。
- (33) 秦駰祷病玉版(秦恵文王祷祠華山玉版)は、李零「秦駰祷病玉版的研究」(『国学研究』六、一九九九年)・周鳳五「《秦恵文王祷祠華山玉版》新探」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』七二一一、二〇〇一年)を、秦封宗邑瓦書は、郭子直「戦国秦封宗邑瓦書銘文新釈」(『古文字研究』一四、一九八六年)をそれぞれ参照。無論、この両者ともに、書写材料・用途ともに特殊であるが、形状上、牘と極めて似ていることは無視できない。
- (34) 佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版会、一九九七年[初版一九七一]) によれば「甲から 乙という特定の者に対して、甲の意思を表明するために作成された意思表示手段」である。
- (35) 帛の書籍としては、長沙子弾庫戦国楚帛書や長沙馬王堆前漢帛書がある。
- (36) 帛の書信としては、敦煌懸泉置漢簡に II 90DXT0114③611 など計一○点、居延漢簡に 23.5 (A8)、 乙附 51 がある。
- (37) 後漢末にも詔書が簡牘に記されたことは、紙の詔書を論じた冨谷至「三世紀から四世紀にかけての書写材料の変遷―楼蘭出土文字資料を中心に」(同氏編『流沙出土の文字資料―楼蘭・尼雅文書を中心に』所収、京都大学学術出版会、二〇〇一年)に指摘がある。
- (38) 帛に記された書籍類の実物が、先秦・前漢前半期のものに集中することも、本稿で述べた点と関わるのではないか。例えば武威磨嘴子六号漢墓の『儀礼』も、なぜ帛ではなかったのか、様々な観点から

再考する必要があるだろう。

- (39) 前掲注(1) 冨谷著書第 I 編第二章。
- ※本稿使用の出土史料類テキストは以下の通り。
- **尹湾漢墓簡牘**…連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所編『尹湾 漢墓簡牘』中華書局、一九九七年
- 睡虎地秦簡…睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇年
- 一九三〇年代出土居延漢簡…労榦『居延漢簡 図版之部』中央研究院歴史語言研究所専刊之二十一、一九 五七年、謝桂華・李均明・朱国炤『居延漢簡釈文合校』文物出版社、一九八七年
- 一九七〇年代出土居延漢簡…甘粛省文物考古研究所・甘粛省博物館・文化部古文献研究室・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡甲渠候官与第四隊』中華書局、一九九四年、甘粛簡牘保護研究中心・甘粛省文物考古研究所・甘粛省博物館・中国文化遺産研究院古文献研究室・中国社会科学院簡帛研究中心編『肩水金関漢簡(壱)』中西書局、二〇一一年
- **長沙走馬楼呉簡**…長沙市文物考古研究所・中国文物研究所・北京大学歴史学系・走馬楼簡牘整理組編『長沙走馬楼三国呉簡 嘉禾吏民田家前』文物出版社、一九九九年
- **里耶秦簡**⋯湖南省文物考古研究所編『里耶発掘報告』岳麓書社、二○○七年、湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡(壱)』文物出版社、二○一二年